

(納税者)	
住所氏名・名称	殿
(代理人)	
住所氏名・名称	殿

)

過少申告
無申告加算税賦課決定第
重

令和 年 月 日

(税関官署の長)

関税の加算税賦課決定通知書

(内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用)

下記の貨物に対する関税及び内国消費税等について、関税法第8条第 項、国税通則法第32条第 項及び地方税
第72条の100第2項の規定により以下及び別紙(つづき)のとおり過少申告・無申告・重加算税を賦課決定したので、
関税法第8条第4項、国税通則法第32条第 項及び地方税法第72条の100第1項の規定により通知します。

なお、この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額は、次表のとおりとなります。納付すべき税額は、
令和 年 月 日(ただし、別紙(つづき)の貨物の輸入の許可の日がこの日の翌日以後となる場合は輸入
の許可の日)(納期限)までに、同封の納付書により納付してください。

この通知書により納付すべき税額又は還付する金額の合計額				
区分	受入科目	過少申告・無申告加算税	重加算税	
納付すべき税額 (又は還付する 金額)の合計額	関 税	円		円
	税	円		円
	消費税及び 地方消費税	円		円

(注) 税額欄の△印は還付する金額であることを示す。

理由その他付記事項
